

毎年10月

退職等年金給付にかかる 基準利率が改定されます

基準利率

令和4年10月～令和5年9月

0.02%(年利)

令和5年10月～令和6年9月

0.07%(年利)

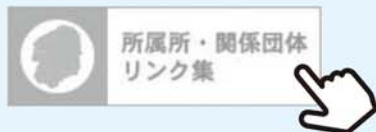
基準利率は、退職等年金給付の給付算定基礎額と当月の付与額の利子の計算に用いますが、前年度の国債の利回り等を基準に毎年10月に改定されます。

また、退職等年金給付の算定に用いる終身年金原価率及び有期年金原価率も、基準利率を基に改定が行われます。

基準利率及び終身・有期年金原価率の詳細の確認方法

① [こちら](#) から

地方職員共済組合連合会のホームページへ
アクセス。



② 地方公務員共済組合連合会の

ホームページをご確認ください。

トップページの

「年金関連情報⇒年金財政関係

⇒年金払い退職給付(退職等年金給付)

⇒地共連の定款で定める事項(基準利率等)」
からご覧いただけます。